

第3章

第1節 本県の基本的な考え方と目指す姿

1 千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

共生社会の形成に向けた我が国の特別支援教育の理念を踏まえ、また、第1次計画の基本的な考え方を引き継ぎつつ、さらに、障害のある幼児児童生徒が主体的に生きていくという考えを進めて、第2次千葉県特別支援教育推進基本計画（以下「第2次計画」という。）の基本的な考え方を以下の3点とします。

基本的な考え方

－ 共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 －

- 障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その能力や可能性を最大限に伸ばす教育を目指します。
- 障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることが出来る教育を目指します。
- 障害のない幼児児童生徒が、障害者理解を深め、障害のある人と共に社会をつくるための基礎を培う教育を目指します。

2 5年間に実施する重点的な取組と目指す姿

前述した千葉県の特別支援教育推進の基本的な考え方を踏まえ、「新 みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」に示されている「千葉県教育の目指す姿」の実現に向け、障害のある幼児児童生徒とその保護者への支援、学校、関係機関や地域社会の取組など、重点的な取組に基づき、今後の目指す姿を次のように描きました。

I 早期からの教育相談と支援体制の充実

- 支援を必要としている障害のある幼児児童生徒本人やその家族に対して、必要な情報提供が行われるとともに、関係機関との密な連携が図られている。
- 就学及び進学段階の幼児児童生徒に必要な指導・支援の計画が十分に機能し、きめ細かな相談・支援が行われている。

II 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

- 一人一人の障害の特性や教育的ニーズに応じた合理的配慮が提供されるとともに、その基礎となる教育環境の整備が進んでいる。
- 障害の有無にかかわらず、全ての幼児児童生徒にとって分かりやすい授業が実践されている。
- 地域社会で障害のある幼児児童生徒への理解が広がるとともに、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが、地域で共に学ぶ機会が充実している。
- 多様な教育的ニーズに対応するための取組が充実しているとともに、特別支援

学校のセンター的機能の活用がさらに進んでいる。

- 障害のある幼児児童生徒が、他の幼児児童生徒と平等に「教育を受ける権利」を確保するために必要な、障害の特性等を考慮した学習方法の変更や調整等の「合理的配慮」について、学校関係者と保護者・本人とで十分に共通理解が図られるようになっている。
- 長期入院など、様々な事情により十分な学習の機会が得にくい状況にある児童生徒に対して、障害の特性に応じたICT活用の取組が充実している。
- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の学習や学校生活を支える体制が一層充実するとともに、精神疾患をはじめとする様々な困難を抱える幼児児童生徒に対する支援が充実している。
- 高等学校における障害のある生徒への支援に必要な校内支援体制や、関係機関との連携が進んでいる。
- 障害者スポーツを通して交流及び共同学習の取組が広がり、障害者に対する理解が深まっている。

Ⅲ 特別支援学校の整備と機能の充実

- 特別支援学校の幼児児童生徒数増加に伴う教室の不足や狭隘化等の過密状況への対応が進むとともに、障害の特性に応じた適切な教育環境の整備が進んでいる。
- 特別支援学校の総合的な教育機能の再構築が進み、必要な支援を地域の中で受けることができる環境の整備が進んでいる。

Ⅳ 卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実

- 特別支援学校と企業や労働機関とのネットワークが強化され、障害のある人の職業自立ができる力を育成するキャリアアップの取組が充実している。
- 障害のある生徒の、卒業後の豊かな生活につながる学びの場や社会参加の方法について、生涯学習の視点で、在学中から支援する取組が進んでいる。
- 一人一人のニーズに応じた就労支援や地域での生活を支えるための取組が充実している。

Ⅴ 特別支援教育に関する教員の専門性の向上

- 教員の特別支援学校教諭免許状の保有率の向上が図られている。
- 異校種間の人事交流が、計画的・効果的に行われ、小・中学校及び高等学校における特別支援教育の校内支援体制等の充実が図られている。
- 特別支援教育に関する専門性向上のための研究・研修の取組が充実している。